

2026.6.25
第98号

家庭問題情報誌 ふあみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

令和家族考 98《「虎に翼」と家庭裁判所の五性格》1ー3頁

アラカルト 98《「公益社団法人神奈川被害者支援センター」の歩みと今後の課題》4ー5頁

海外トピックス 98《海外の離婚後の子の養育計画の概要と日本の課題について - その2》6ー7頁

◆令和家族考 98

「虎に翼」と家庭裁判所の五性格

NHK解説委員 清永 聡

今号の「令和家族考」では、NHK朝の連続テレビ小説で大きな反響を呼んだ三淵嘉子裁判官をモデルにした「虎に翼」の事実上の原案である「家庭裁判所物語（2018.9 日本評論社）」の著者であり、「取材」としてドラマの制作にも参加された清永聡（きよながさとし）解説委員に、家庭裁判所創設の立役者の一人である宇田川潤四郎初代家庭局長に焦点を当てたお話を執筆いただきました。番組を思い出しながら、家庭裁判所の創設とこれからについて思いを馳せていただければ幸いです。

2024年に放送された連続テレビ小説「虎に翼」では、戦後の1949年1月に作られた家庭裁判所の奮闘ぶりが描かれました。ドラマ中盤の家裁発足直後、こんなシーンが登場しました（第12週56回）。

1949年1月。最高裁家庭局の職員だった佐田寅子は、正月早々上司である多岐川幸四郎から電報で自宅へ呼び出されます。寅子がしぶしぶ行ってみると多岐川は極寒の中、自宅の庭に禪一丁で立っていました。「待ちかねたぞ、佐田くん！」

多岐川はそう言って、井戸水を自分の頭にかけるよう寅子に命じます。寅子は困惑しつつも桶にくんだ水をぶっかけると、彼は気合とともに「これより家庭裁判所の五性格を発表する！」と叫び、冷水を浴びつつ口述を始めました。それを傍らにいた汐見判事がすらすらと筆記していく……。

このシーン。ユーモラスで記憶に残っている人もい

るかもしれません。真冬に水を頭からかぶる多岐川は、何とも個性的ですが、この部分も実はほぼ史実に基づくのです。

多岐川幸四郎のモデルは、初代の最高裁家庭局長の宇田川潤四郎です。宇田川は強烈な個性とバイタリティーが持ち味で、部下や仲間をぐいぐいと引っ張って、全国の家庭裁判所を整備していきました。彼は滝行が“趣味”で、滝まで行く時間がない時には、自宅の風呂で水行するのが日課でした。

全国に家庭裁判所が発足して間もない1949年1月6日の夜、彼は自宅の風呂場で水行を行って身を清めます。そして居間に座り、構想していた「家庭裁判所の五性格」をとうとうと述べていきました。彼の語る言葉は傍らにいた部下が筆記していきました。ドラマと違うのは、寅子のモデルである三淵嘉子さんが水を



この冊子は、宝くじ[®]の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

かけたのではなく自分でかぶった、ということくらいでしょうか。

さて、大事なのはこれからです。

こうして一夜にして書き上げた文章は、1月12日に最高裁で開かれた「長官所長会同」で発表されました。家庭裁判所は戦前には存在しない組織です。果たしてどんな裁判所なのか、イメージを持ってないまま全国49か所（当時）に組織だけスタートしていました。そこで宇田川は、各地の高裁長官はじめ全国の幹部に家裁の基本理念を初めて示したわけです。

ドラマでは時間の都合で詳しい説明を省いてしまったのですが、宇田川の示した「家庭裁判所の五性格」とは、どういう内容だったのでしょうか。ちょっと長いのですが、一部を要約しつつ引用します。

〔独立的性格〕 家庭の調整を主たる任務とする家事審判と、少年の保護を使命とする少年審判とは、これを渾然一体の形において行うのが理想であり、地方裁判所とは別個の独立した裁判所である。

〔民主的性格〕 従来から裁判所と言えば、とかく冷厳な役所という感じを一般に与えていることは否定し得ないが、少なくとも、家庭裁判所については、このような観念は絶対にこれを取り除き、名実ともに、真に親しみのある国民の裁判所としての実態を国民の前に提示することが必要である。

〔科学的性格〕 アメリカ合衆国では、家庭裁判所に附属精神病科を設置するなどその科学的運営に考慮が払われているのであるが、我が国においても、家事審判、少年審判であるとを問わず、事件の科学的処理が強力に推進せられなければならないことはもちろんである。

〔教育的性格〕 家庭事件は家事審判、少年審判を通じて、一面事務的性格を持っていることはもちろんであるが、他面教育的性格を多分に包含するのである。したがって少年審判に関与する職員は、自ら真摯な教育者としての自覚を持たなければならないと考える。

〔社会的性格〕 家事審判では市区町村役場、警察官署、各種厚生施設などと密接な連携を保つこと、少年審判の面においても、検察庁、警察官署、都道府県知事、児童相談所、養護施設などと常に緊密な連携を保持することが必要である。

これを要するに、家庭裁判所は「独立的」・「民主的」・「科学的」・「教育的」・「社会的」性格を具有しており、これが運用にあたっては、その性格を十二分に発揮せられんことを切に希望してやまない次第である。

今見ると、さほど特別なことを書いているようには見えません。ただ、戦前の司法と比較すると、宇田川の主張は画期的でした。

例えば、戦前の裁判所は入り口に門番が睨みをきかせ、法廷は暗く威厳づけていました。庶民にとっては「できるだけ近づきたくない」場所だったでしょう。

しかし宇田川は「家庭裁判所はそれではいけない」と言うのです。人々に親しみやすい場所にしないと明言しています。さらに家裁が自分だけで閉じこもらず、行政や警察、施設など外部機関と積極的に連携すること、いうなれば「開かれた裁判所」にすることを求めています。

のちの資料を読むと、「家庭裁判所の五性格」は若手を中心とした裁判官や調査官からは歓迎して受け入れられているようです。三淵嘉子さんや、ライアンならぬ「ライハクさん」こと内藤頼博のように、戦後の司法の理想を家庭裁判所に見出した人もいました。

しかし、中には反発する者もありました。戦前からの裁判官にとっては、宇田川の基本理念が戦前からの伝統的な司法の姿とは正反対だったからです。「司法機関がなぜ行政などと協力しなければならないのか」「自分たちは司法官であって教育者ではない」「裁判所は福祉施設ではない」という声も上がりました。職人的世界だった裁判所には「科学」という言葉も相容れなかったでしょう。ましてや、裁判所が「親しみやすい」などともない。

家庭裁判所発足から数年間は、「家裁などぶっ潰してやる」と公言する地裁所長もいたそうです。なんと物騒なこの言葉は、当時の司法の現場を知るOBか

ら取材で直接聞きました。

こうして発足した家庭裁判所ですが、当初は「戦争の後片付け」に追われていました。

例えば当時の日本には戦災孤児が12万人もいました。上野駅など全国のターミナル駅周辺で、身寄りのない浮浪児が路上生活を送っていました。

ある調査官の回想によれば、警察は窃盗などで捕まえた子どもたちを「新しい家庭裁判所なら何とかしてくれるだろう」と年齢に関係なく次々と運んできたそうです。そのたびに家裁職員たちは、児童相談所などと手分けをして彼らを保護し、引き取り先を探していました。当時は圧倒的に施設が不足しています。少年鑑別所や戦後一時期存在した少年観護所、自治体の児童養護施設、民間の孤児院にも預かってもらいました。時には列車に乗って、隣県の施設まで出向くこともありました。

また、戦後は旧満州や樺太など外地から合計500万人もの人々が引き揚げてきました。外地で戸籍を失った人や、夫が生死不明の妻がたくさんいました。新憲法ができて「家制度」がなくなり、離婚の相談も急増しました。東京家庭裁判所の入り口近くには「相談窓口」が設けられ、毎朝女性たちが列を作っていたそうです。そして「養子縁組」も「就籍」も「失踪宣告」も、家庭裁判所の仕事です。

宇田川たち「家裁の人々」からすれば、幹部たちの“雑音”など聞いている暇もなかったのでしょう。

三淵嘉子は家裁の裁判官たちの熱意も目の当たりにしています。初期の熱気を、彼女はこう記しています。

「家庭裁判所に参りまして驚いたのは、家庭裁判所の裁判官が、自分たちは『女子供』の幸せを守ってやる^とり^でなんだという強い信念を持っておられたことです。当事者の幸せのためによりよい方法を見つけ出していこうという積極的な姿勢に、私は戸惑ったものです」（「司法の窓」1973年10月1日号）

草創期の家庭裁判所の合言葉は、「懇切、丁寧、なごやか」だったそうです。人員も物資も足りないからこそ、家庭裁判所は行政や学校、民間団体とも積極的に連携して、少年や女性の再出発を後押ししていきま

した。当時を知るOBに話を聞くと、家庭裁判所には、よく学校の生活指導の先生や児童相談所、自治体職員が訪ねてきて、お互いに相談しながら仕事をしていたそうです。そして職員たちは「人々の戦後の再出発を後押しする仕事にやりがいを感じた」と語っています。だいたい創設から10年くらいの間は、「家庭裁判所の五性格」が各種資料にたびたび引用されていました。水をかぶって作った宇田川の基本理念は、大事にされていたのです。

ところが時代は変わっていきます。

1960年代頃から、全国で学生運動が盛んになり、逮捕される18歳や19歳が増えていきました。少年による凶悪事件もたびたび発生し、社会の目は冷ややかになります。「少年法は甘やかし」「家裁は少年に甘い」「厳しく罰するべき」と批判も強まります。

家庭裁判所自体も、急増する事件へ対応するため、処理の均一性と迅速さが求められるようになります。それは時代の中でやむを得ない側面もあったのかもしれませんが、しかし、教育的機能や福祉的機能よりも司法機関としての役割を重視するよう指導が強化され、「裁判所であることを忘れるな」と言われるようになりました。のちには創成期の懸命の努力を「当時の気の高ぶり」などと記す家裁幹部まで現れるに至ります。そして「家庭裁判所の五性格」は次第に忘れられていきました。

家庭裁判所ができてもうすぐ80年です。令和のいま、宇田川の語った理念は過去のものなのでしょうか。皆さんはそうではないことが分かりますか。

日本社会は今、急速な高齢化と国際化が進んでいます。貧困問題も深刻です。夫婦関係や養育費、面会交流など難しい事案も絶えません。少年事件も減少しているとはいえ、複雑な家庭環境などからコミュニケーションを取ることが難しい子どもが多くいます。「家庭裁判所の五性格」は、現代こそ家庭問題や少年問題を考えるうえで、大切な基本理念です。

さまざまな組織やボランティアとも連携しながら、「独立的」・「民主的」・「科学的」・「教育的」・「社会的」性格を発揮して家庭問題や少年問題の解決へと取り組んでいくことこそ、これからの家庭裁判所に一層求められているのではないのでしょうか。

「公益社団法人神奈川被害者支援センター」の歩みと今後の課題

公益社団法人神奈川被害者支援センター理事長（立正大学名誉教授） 村尾 泰弘

日本では、1980年代に犯罪被害者支援の動きが始まり、1990年代から民間による支援が始まりました。そして、2004年、「犯罪被害者等基本法」が制定され、日本各地に犯罪被害者支援団体が設立されてきました。本号では、「公益社団法人神奈川被害者支援センター」の歩みと今後の課題について、同センターの村尾泰弘理事長から報告していただきました。

1 はじめに

私は2025年7月1日付で、警察庁長官から「警察協力章」をいただきました。

なぜ、私がこれを受章したかということ、公益社団法人「神奈川被害者支援センター」の理事長兼カウンセラーとして活動してきたからに他なりません。ですから、形の上では、私個人が受章した形になっておりますが、実態は「神奈川被害者支援センター」がいただいたものと思っておりますので、この意味で、私はこの受章を非常にうれしく思っております。

2 私の犯罪被害者支援と「神奈川被害者支援センター」のたどった経緯

私は、2001年から被害者支援を始めました。具体的に申し上げますと、2001年5月11日に、「神奈川被害者支援センター」が立ち上がりました。これは、現在の公益社団法人としての「神奈川被害者支援センター」の、いわば原型であり、まだ任意団体としての同センターでした。この団体は理事制をとっておらず、私は運営委員としてセンターの運営と実際の活動に参加しました。この任意団体・神奈川被害者支援センターは、神奈川新聞社の会議室で産声を上げました。神奈川新聞社社長の水木初彦氏が現在の理事長に相当する「会長」となり、活動が始まったのです。

翌2002年5月に当センターは、いわゆるNPO法人となり、水木会長はお退きになり、榊原高尋氏（医師）が理事長となり、私は、副理事長になりました。

さらに当センターは発展し、私は2018年に理事長となり、当センターはその後、一般社団法人となり、さらに公益社団法人となったわけです。

犯罪被害者支援活動を振り返ってみますと、発足当時と現在を比較すると、雲泥の差があります。現在は、被害者支援の知名度も上がり、政治家の方々などにも強い関心をもっていただいておりますが、発足当初は誰も振り向かないような状況でした。財政面も厳しい状態でした。発足初期から、当センターに財政的な支援をいただいている団体はといえば、実は、神奈川県のパチンコ屋さんの団体だったのです。パチンコ屋さんたちは、おそらく、娯楽を提供する一方で、社会貢献をしたいという気持ちも強かったのだと思います。これはとてもありがたいものでした。徐々に当センターへの支援の輪も広がり、何とか現在に至っております。

私は臨床心理士として、電話相談とカウンセリングを担当してまいりましたが、当センターの発足当初の（主要な）支援活動は、この電話相談とカウンセリングだけでした。文字通り手探りで始めました。その後、自助グループ支援や直接支援（被害者の法廷付添い支援等）と活動を広げてまいりました。

2026年4月からは、これまでの仕事に加えて、性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター「かならいん」の電話相談事業を神奈川県から委託を受けて開始するに至りました。24時間対応という非常に意義深い相談活動になります。

ここで、紙面をお借りして、被害者支援活動の沿革について記述させていただこうと思います。たぶん多くの人は、このような歴史をご存じないと思うからです。

3 被害者支援団体

1) 民間被害者支援団体

我が国の犯罪被害者・遺族は長い間、適切な援助を受けることなく、社会の中で孤立し放置されてきました。しかし、今日、被害者支援への関心は急速に高まり、多方面の努力で政府と国会議員を動かし、「犯罪被害者等基本法」と「犯罪被害者等基本計画」となって結実するに至りました。ひと昔前はほとんど顧みられなかった被害者支援ですが、隔世の感があります。現在では犯罪等の被害者とその遺族への支援に、各県の行政や警察では力を入れており、また民間の被害者支援団体の設立も進み、多くの民間被害者支援団体（民間被害者支援センター）が、公的な機関と連携しながら被害者支援を行っています。

2) 被害者支援活動の歴史と内容

被害者支援活動の歴史を遡ると、実質的な被害者支援活動は 1992年3月に東京医科歯科大学難治疾患研究所犯罪精神医学教室内に「犯罪被害者相談室」が開設されたところから始まったと考えることができます。

2000年4月には東京に「社団法人被害者支援都民センター」が設立され、現在では、多くの被害者支援センターが設立されるに至っています。民間被害者支援団体が行っている支援活動を簡単にまとめると次のようになります。

- (1) 電話相談
- (2) 面接相談（カウンセリングを含む）
- (3) 直接支援（被害者の法廷付添いや病院訪問、自宅訪問などを行う）
- (4) 支援員の養成および研修
- (5) 被害者支援活動に関する広報啓発活動
- (6) 自助グループへの支援

ただし、全国の民間被害者支援団体が、これらの支援活動を全て行っているとは限りません。民間被害者支援団体の活動は電話相談から出発し、その上で活動の幅を広げてきた団体が多いと考えられます。民間被害者支援団体の多くは活動資金を会費や寄付金などでまかなっており、財政面等に課題を抱えているのが現状です。

3) 犯罪被害者等早期援助団体

民間被害者支援団体は都道府県の公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されると、被害者や当該犯罪についての情報を警察から得ることが可能となります。これによって、警察等との緊密な連携ができるようになるのです。したがって、民間支援団

体の設立当初の目標のひとつが、この「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けることといえます。

4) 全国被害者支援ネットワーク

民間被害者支援団体はネットワークを形成しています。「全国被害者支援ネットワーク」がそれです。「全国被害者支援ネットワーク」は1998年5月に、8組織をもって設立されたといわれています。現在では多くの団体が加盟しています。「全国被害者支援ネットワーク」は、いわば民間支援団体を束ねる組織ともいえ、全国の被害者支援団体の連携を強化し、支援活動の中核的な組織として機能しています。活動内容としては、全国研修会等の教育や訓練に関する事業を行うほか、情報の交換に関する事業、調査および研究に関する事業、広報および啓発に関する事業などを行っています。

4 「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の特色

当センターはもちろん前述の、犯罪被害者等早期援助団体であります。さらに、システムを革新化して、全国に先駆けて三位一体と呼ばれるシステム「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を構築しました。

これは、同じフロアーに、神奈川県（県の行政組織）と県警察、そして民間機関である当センターが机を並べて、情報交換をしながら、支援活動を展開するというものです。他県の関係機関の方が多数、見学にも来られました。このようなシステムの構築は、全国的に高く評価されていると考えています。

5 今後の課題

今後の課題は、声の上げにくい人たちへの声を取り上げていく努力だと思っています。その一つが、性犯罪の被害者の声です。これは、2026年4月から「かながわいん」事業の受託として結実しました。もう一つの大きな課題は、外国の人たちです。彼らは声を上げにくい、あるいは声を上げられない人たちともいえます。このような人たちの声を取り上げていくことが大きな課題になります。私としては、本年度は、この課題に取り組んでいこうと考えています。多くの皆様に、被害者支援についてのご理解を深めていただき、さらなるご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

海外の離婚後の子の養育計画の概要と 日本の課題について - その2

東京国際大学人間社会学部教授 小田切 紀子

前稿では、アメリカ（アリゾナ州）、ドイツ、韓国における、離婚後の養育計画についてご紹介いただきました。今号は引き続きオーストラリアとシンガポールについてご紹介いただき、海外の動向と比較した日本の課題についてご示唆いただきました。ちなみに、日本においても法務省やこども家庭庁等を中心に「共同養育計画書」の作成、活用が促進されています。

1 オーストラリア

オーストラリアでは、養育計画は両親間の親責任（parental responsibility）の調整手段として位置づけられ、親責任に関するあらゆる問題を対象事項としています。主な対象事項は、子どもが誰と一緒に住むか、子どもが離れて暮らす親と過ごす時間・場所・頻度、養育の分担と協議の方法、子どもが離れて暮らす親と行う通信手段、養育費、養育計画の変更のための手続、養育計画の内容または実施において対立または不履行があった場合の紛争解決の手続です。

養育計画の作成は義務ではありませんが、推奨されています。2006年改正法で、養育に関する申立て前に Family Dispute Resolution（家族紛争解決手続、以下、FDR）による合意形成を試みることを義務づける仕組み（FDR 前置主義）が導入され、FDR では養育計画作成が重視されており、養育計画の合意形成のための支援体制も整っています。養育計画は、両親の話し合いにより合意形成を目指し、両親の自主的な合意ができない場合は、FDR で合意形成を試み、それでも合意できなかった場合は、FDR で合意できなかったことの証明書を裁判所に提出します。このプロセスは児童虐待やドメスティック・バイオレンスの問題がある場合および緊急性が高い場合などは免除されます。

養育計画作成の支援を紹介します。①電話相談支援は、Family Relationship Advice Line (FRAL、家族関係相談ライン) が支援の窓口として、養育計画に関する情報や助言の提供、居住コミュニティの支援サービス紹介を行います。合意形成へ向けた相談支援も提供します。匿名利用が可能で、無償です。②オンライン支援は、Family Relationship Online (FRO、家族関係支援オンライン) によるポータルサイト上での法手続に関する情報提供・支援先紹介、2020 年

から Legal Aid が作成したオンラインの合意形成支援ツール「Amica（アミカ）」による養育取決めなどの合意形成支援が行われています。Amica は基本的に低葛藤の離別カップルを対象としており、暴力・虐待その他高葛藤をかかえる離別カップルに対しては専門支援サービスの情報を提供します。③コミュニティによる支援は、オーストラリア連邦政府が設立した公的支援センターの Family Relationship Centre（以下、FRC）が、総合的な支援ネットワークを形成し、FDR、カウンセリング、親講座、養育費支払や面会交流の支援等、幅広いサービスを提供しています。民間支援機関の代表格の Relationship Australia は、創立75年のコミュニティベースの非営利民間福祉機関で、100を超えるオフィス・ネットワークがオーストラリア全州にあり、FRC から委託を受けて、FDR、カウンセリング、面会交流支援、家庭内暴力専門支援、ギャンブル依存症支援等、多岐にわたる支援を提供しています。④法的部門による支援では、民間の弁護士その他、法定機関であるリーガルエイド（Legal Aid）が合意形成に関する中立的な法的助言の支援を行います。⑤裁判所では、養育命令申立てを受けて裁判が開始した後も、安全性の懸念に関する危険度が低ければ、FDR での合意形成を勧める場合があります。

2 シンガポール

シンガポールでは、離婚を申し立てるときに裁判所の手続の一環として、養育計画書を作成する必要があります。両親が養育計画の作成で合意できることが推奨されますが、合意できない時は、社会・家族開発省（Ministry of Social and Family Development、以下 MSF）が支援を提供します。それでも合意できないときは、裁判所が両親にメディエーションを指示することがあります。MSF は、家族に対して多様な

支援を提供する公的機関で、離婚支援としては、共同養育プログラム（co-parenting program:CPP、裁判手続前の受講が義務）、面会交流支援（supervised exchange/supervised visitation）、カウンセリング（個人・家族対象）、養育計画の作成支援などがあります。

養育計画に含める内容は、居住（子どもはどちらの親と生活するか）、親権（単独・共同親権）、面会交流（頻度、具体的スケジュール、面会場所、送迎の方法など）、経済的支援（養育費、教育費、医療費、そのほか特別な費用の取決め）、コミュニケーション（父母間の連絡方法と頻度）です。MSFの離婚支援サービスは、学ぶことが多いので概要を紹介します。

・ファミリー・アシスト・ポータル

結婚生活で問題に直面しているが結婚生活を継続したい人、離婚を考えている人、離婚手続をする人に対して情報とサポートを提供しています。

・オンラインカウンセリング

夫婦・離婚・子育ての問題をサポートします。

・家族カウンセリング

夫婦間のストレス、子育て、親子関係、離婚などの問題を抱える個人や家族対象にカウンセリングを提供しています。

・識別カウンセリング（discernment counselling）

夫婦の一方は離婚を望んでおり、もう一方は離婚を望んでいない、あるいは離婚に疑問や懸念を抱いているカップルを対象としており、3つの選択肢、1. 問題を抱えたまま現在の生活を継続する、2. 関係を解消する（離婚または別居）3. 関係改善を目的とするカップルカウンセリングを受ける、から夫婦が自分たちの将来について決断ができるようにアプローチするカウンセリングです。

・共同養育プログラム

両親が子どもの幸福を優先して共同養育の重要性和離婚が子どもに与える影響を理解した上で離婚できるように支援するプログラムです。2つのパート（eラーニングとコンサルテーション）から成り立ち、離婚申請時に未成年の子ども（21歳未満）がいる親が対象です。オンラインで共同養育について学習したあと、コンサルテーションに参加し、子どものために協力的な共同養育関係が築けるように助言やサポートを受けます。CPP 修了証明書を取得したあとに離婚届を提出します。

・高葛藤父母と子ども向けのプログラム

共同養育の葛藤が中程度から高い親はチルドレン・イン・ビトウィーン（親版）またはカウンセリングを

紹介されます。

Children in Between（親版）

共同養育で対立する親が対象です。目的は、子どものために両親の協力関係を改善するスキルを身につけることです。トピックは、共同養育のスキル、親の対立を減らす方法、子どものニーズを理解することなどです。

Children in Between（子ども版）

6-15歳未満の子どもが対象です。目的は両親の対立に巻き込まれている子どもにポジティブな対処方法を身につけさせることです。トピックは、親の離婚に前向きに対処する方法、感情と恐れ、感情を伝えるスキルなどです。

・監督付き受渡し・監督付き面会交流

裁判所命令の面会交流で、両親が効果的に共同養育をし、安心できる親子関係を築くことを支援します。

3 諸外国の養育計画書と比較した日本の養育計画書の課題

視察をした各国では、親講座の受講が義務付けられている、あるいは強く奨励されており、親講座で養育計画作成の重要性の説明がされていました。他方、日本では2026年の改正民法においても親講座は義務付けられておらず、広く周知されているとはいえません。親講座と養育計画は離婚後の子の養育に関して両輪です。親講座を普及させることが、養育計画書を周知させることに繋がります。

諸外国は、裁判所が養育計画の合意作成を支援、あるいは民間の支援機関と協働して支援していますが、日本の裁判所は養育計画に直接関与しませんし、民間の支援機関と連携しません。日本は養育計画の作成のためのガイドラインやパンフレットなどの情報が不足していると思います。

日本の法制度や裁判所の権限は諸外国とは異なるので、単純に海外の養育計画書の作成や作成支援について、日本のそれらと比較することはできませんが、法務省の委託調査研究の結果をもとに、こども家庭庁が核となり離婚後の子の養育（養育計画、親子交流、養育費など）の情報提供と養育計画作成の支援を担ってほしいと思います。とくに、離婚後、共同親権を選択した場合、将来の対立を予防するために、子どもの居所、転居、進学・就職、医療などに関する協議方法や両親のどちらが決定権を持つかについて定めた養育計画が必要です。

宝くじは、 みんなの暮らしに 役立っています。



移動採血車



ピクニックテーブル



宝くじドリームジャンボ絵本



宝くじ桜



消防団防災学習・災害活動車両



一輪車



パブリックアート



フラワープランター



検診車

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、教育及び
社会福祉施設の建設改修などに使われています。

一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う
社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人

日本宝くじ協会

<https://jla-takarakuji.or.jp/>

